

(別 添)

「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」(平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号、消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長、畜産部畜産振興課長連名通知) 一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 飼料用米について、<u>出穂以降(ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。)</u>に農薬の散布を行う場合には、家畜へは<b>糲摺り</b>をして玄米で給餌すること。</p> <p>2. 粳米のまま、もしくは<b>糲殻</b>を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂以降</u>の農薬の散布は控えること。</p> <p>3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。</p> <p><u>BPMC (フェノブカルブ)、DEP (トリクロルホン)、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソプロチオラン、エチプロール、カルフェントラゾンエチル、シハロホップブチル、チアメトキサム、チオファネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、プロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール</u></p> <p>[別紙]</p> <p>○殺虫剤</p> <p><u>BPMC 乳剤</u></p> <p><u>BPMC 粉剤</u></p> <p><u>DEP 乳剤</u></p> <p><u>DEP 粉剤</u></p> <p><u>エチプロール水和剤</u></p> <p><u>エチプロール粉剤</u></p> <p><u>エチプロール粒剤</u></p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 飼料用米について、<u>出穂期以降</u>に農薬の散布を行う場合には、家畜へは<b>糲摺り</b>をして玄米で給餌すること。</p> <p>2. 粳米のまま、もしくは<b>糲殻</b>を含めて家畜に給餌する場合は、<u>出穂期以降</u>の農薬の散布は控えること。</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

チアメトキサム水和剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC 粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
フェリムゾン水和剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
フラメトピル水和剤  
フラメトピル粉剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤

○除草剤

アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ  
ン粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロ  
ン粒剤

シハロホップブチル乳剤

シハロホップブチル粒剤

フルセトスルフロソ水和剤

フルセトスルフロソ粒剤